

全建労発第 93 号
平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省土地・建設産業局長より標記について、平成 27 年 1 月 30 日付けの新労務単価（平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価）の上昇が確実に技能労働者の賃金の引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、別添通知の趣旨をご理解いただき技能労働者への適切な賃金の支払いやインフレスライド条項の適用等について、貴会会員企業に対し周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

以上

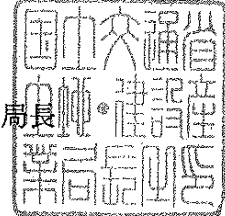


国土入企第 26 号

平成 27 年 1 月 30 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 27 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.2%、被災三県の平均では 6.3%の上昇となったところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 28.5%、被災三県の平均では 39.4%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの二度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成 25 年 4 月及び平成 26 年 2 月）の際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号及び平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号）を発出するとともに、平成 25 年 4 月 18 日には国土交通大臣が、同年 10 月 23 日及び平成 26 年 1 月 30 日には国土交通副大臣が、直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでいられていると承知しております。

引き続き貴団体におかれては、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、

貴団体傘下の建設業者に対して、これまで要請してきた事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう改めて周知徹底をお願い致します。

また、別添1のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

改正後の公共工事品質確保法においては、公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第8条第1項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第8条第2項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払を要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）1.（1）及び2.から8.まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する
- ② 平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添1の2.のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1.の趣旨にのっとり、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に参加するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請業者が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、元請業者に提出できるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対して標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対しても法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重すること。加えて、自ら雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に参加させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に参加していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされたところであり、他の公共工事発注機関にもこれらの措置を講ずるよう要請しているので、ご留意願いたい。

4. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労務単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによって、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等の処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善す

るためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、適正な額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除するとともに、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

6. 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日の消費税率の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。

(別添1)

国土入企第27号

平成27年1月30日

各都道府県知事 殿

(市町村担当課、契約担当課扱い)

各政令指定都市市長 殿

(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で4.2%、被災三県の平均では6.3%の上昇となったところです。これにより、平成24年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で28.5%、被災三県の平均では39.4%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成26年6月4日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの二度にわたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成25年4月及び平成26年2月）の際には、その都度、建設業団体の長あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第36号及び平成26年1月30日付け国土入企第28号）を发出するとともに、平成25年4月18日には国土交通大臣が、同年10月23日及び平成26年1月30日には国土交通副大臣が、直接建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を要請したところです。また、多くの団体においても、技能労働者の適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこ

られているところです。

以上のことから、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成25年3月29日付け国土入企第37号及び平成26年1月30日付け国土入企第29号）で貴職あてに要請した事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じることにより、適切な価格での契約及び技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進して頂くようお願いいたします。

なお、別添1のように、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、本要請の周知徹底をよろしくお取り計らってください。

記

1. 新労務単価の早期適用

改正後の公共工物品質確保法において、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられたことも踏まえ、その積算に当たっては、新労務単価を速やかに適用されるよう、よろしくお願いいたします。

2. インフレスライド条項の適用等について

国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添2のとおり、

- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年1月30日付国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号）1.（1）及び2. から8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する
- ② 平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等としたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。

3. 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等

新労務単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、国土交通省直轄工事において

は、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されているところです。

これを踏まえ、貴団体発注工事においても法定福利費相当額(事業負担分及び本人負担分)が適切に予定価格に反映されるよう措置するとともに、受注者と下請業者との間でも、標準見積書の活用等による法定福利費を内訳明示した見積書の提出などによって法定福利費相当額(事業主負担分及び本人負担分)を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、発注者として、受注者に法定福利費相当額の適切な支払の指導や支払状況の確認をするとともに、新労務単価の上昇を踏まえた適切な水準の賃金の支払を指導するなどの特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。以下「適正化指針」という。)においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされております。

これまで「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」(平成26年10月22日付け総行第231号・国土入企第14号)等においても要請しておりますが、未実施の団体においては、これらの措置を講ずるようお願いいたします。

4. 適正な価格による契約の推進

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等といった処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善するためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要です。

改正後の入札契約適正化法においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項に新たにダンピング受注の防止が追加されたところであり、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等によりダンピング受注の排除に努めていただくようお願いいたします。また、建設業法第19条の3に規定されているとおり、公共発注者であっても、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めてご理解をお願いいたします。

また、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、

(別添1)

適正化指針において新たに記述されたとおり、改正後の公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、「予定価格の適正な設定について」（平成26年1月24日付け総行第13号・国土入企第27号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」で要請したとおり、厳に行わないようお願いいたします。

(別添2)

国地契第 61 号
国官技第 241 号
国营管第 487 号
国营計第 90 号
国港総第 377 号
国港技第 95 号
国空予管第 500 号
国空安保第 647 号
国空交企第 553 号
国北予第 28 号
平成27年1月30日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長 殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長 殿
	企 画 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
	港 湾 空 港 部 長 殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長 殿
	営 繕 部 長 殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長 殿
	空 港 部 長 殿
	保 安 部 長 殿

国土交通省

大 臣 官 房 地 方 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 安 全 部 空 港 安 全 ・ 保 安 対 策 課 長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長

(公 印 省 略)

「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について」
の運用に係る特例措置について

「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成27年1月30日付け国土建労第103号、国港技第90号)により「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)が決定され、平成26年2月から適用した公共工事設計労務単価(「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価について」(平成26年1月30日付け国土建労第107号、国港技第94号)において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。)に比して全職種単純平均で4.2パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)別冊工事請負契約書第55条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」(平成7年9月5日付け建設省営管発第556号)別冊工事請負契約書第55条、「工事請負標準契約書の制定について」(平成8年1月24日付け港管第111号)別冊工事請負契約書第57条又は「工事標準請負契約書について」(平成8年3月19日付け空経第212号)別冊工事請負契約書第56条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 平成27年2月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、P新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

- (2) 平成27年1月31日以前に契約を締結した工事のうち、2月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、国官技第253号、国営管第394号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)1.(1)及び2.から8.まで(4.(3)を除く。)の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。